

公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の 全部を適用するための関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定理由

公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「公共下水道事業等」という。）に地方公営企業法（以下「法」という。）の規定の全部を適用する等のため、関係条例の整備に関する条例を制定するものである。

2 経緯及び目的

公共下水道事業等については、青森市下水道事業地方公営企業法適用基本方針に基づき、令和2年度に法の財務規定を適用し、また、令和3年度には水に関する業務を所管している水道事業との組織統合を行った。

令和4年度からは、公共下水道事業等に法の規定の全部を適用し、これまでの水道事業及び自動車運送事業に加え、公共下水道事業等についても公営企業管理者を設置することで、水道事業及び公共下水道事業等の事務執行を統一し、効率的・合理的な企業運営を図るものである。

3 関係条例の主な整備（改正）内容

条例	改正内容
① 青森市公営企業の設置等に関する条例	○法の適用を財務適用から全部適用に改正 ○公共下水道事業等に公営企業管理者を設置
② 青森市事務分掌条例	○部の設置及び分掌事務の規定から「水道部」を削除
③ 青森市職員定数条例	○市長の事務部局及び公営企業の事務部局の職員の定数の改正 (※定数の合計については変更なし)
④ 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例	○下水処理作業手当、下水管きよ清掃等手当及び水質検査、塩素取扱手当に係る規定を削除
⑤ 青森市職員の育児休業等に関する条例	○上記④の改正に伴う育児短時間勤務職員への月額特殊勤務手当の支給に関する規定の削除
⑥ 青森市農業集落排水施設条例	○条文中の「市長」を「公営企業管理者」に、「規則」を「規程」に改正 (※法の全部適用に伴い、公共下水道事業等の業務の執行に関する権限が管理者となる。)
⑦ 青森市下水道条例	
⑧ 青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	
⑨ 青森市公共下水道事業分担金条例	

4 施行期日

令和4年4月1日